

第3回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時：平成20年2月15日(金) 午後3時～午後5時

2 場 所：市役所 5階 大応接室

3 出席者：(委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員
(大阪市)〈市民局〉

柴崎市民局長、名倉市民局理事、森田市民部長、宮花人権室長、
西嶋人権施策担当部長

〈健康福祉局〉

魚住生活福祉部長

〈教育委員会事務局〉

玉井総務部長、辻本教務部長、多田生涯学習部長

〈都市整備局〉

坂本住宅部管理企画担当課長、水田企画部業務監理担当課長

4 議題

(1) 委員会の公開・非公開の決定

(2) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 委員会の公開・非公開の決定

今回の報告にあたっては、見直しの進捗状況および来年度予算案への反映状況の説明が必要であり、大阪市が来年度予算案を公表していない段階での本日の委員会は非公開とする。ただし、議事概要については公開する。

(2) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

別添資料1～4に基づき、進捗状況および、平成20年度予算案への反映状況について報告

- ・ 工場アパートについては、管理業務委託を19年度から廃止。19年度中に施設のあり方についての見直し方策を決定する。
- ・ 資源再生共同作業場については、20年度から管理運営体制を見直すとともに、契約方法を入札に変更する。また、環境局の公害防止対策としては19年度末で終了する。
- ・ 補助金については、本市のガイドラインに沿って、「必要性」「妥当性」「有効性」

「公平性」の基本的視点にたち、「見直しチェックシート」を活用し検証して見直しに取り組んでいる。

- ・ 補助金、分担金の進捗状況欄の（○）は、方針どおり進めているものの、本市ガイドラインに沿った見直しの過程にあり、1月末時点で今後の方向性が明らかになっていないものである。
- ・ 見直しの対象となっている補助金、分担金の大部分は、大阪府及び府内市町村と対応しているものであり、全庁的な課題として府との調整が必要である。
- ・ 高校・大学の奨学金については、債務者の所在確認等の現況調査に予想以上の時間を要しており、方針より遅れている。
- ・ 今後、国の返還免除の基準に該当する者の免除手続きと併せて、国基準を上回る者についての処理方策の確定を20年度の早期に行いたい。
- ・ 未利用地・建物等の使用については、引き続き活用をはかるものについては、賃料確定に向けた作業や契約に向けた協議を行っている。また、明け渡し等を求めるものについては、今後、法的措置を検討する。
- ・ もと青少年会館のあり方については、20年度末に結論を出す予定の人権文化センターのあり方と連携できるよう秋ごろまでに方向性を出す。
- ・ 人権文化センターについては、20年度から、東淀川区内の3館を1館に統合する。
- ・ 中学校の昼食については、12校で実施している学校給食は今年度末で廃止し、弁当持参を基本とするとともに、民間業者による昼食提供を20年4月から実施する。
- ・ 旧ふれあい人権住宅の募集状況については、名称を廃止し、募集対象区域を市域全体に拡大して実施しており、住宅への応募は市域全体の広い範囲からあった。
- ・ 7月募集の際に、どの住宅が旧のふれあい人権住宅であるかを調べる意図での問い合わせが2件、地区に対する忌避意識を原因として、当選後に辞退となった事例が1件あった。今後とも啓発を図りながら実施していきたい。

（３）質 疑

委 員：資源再生共同作業場にかかわって、環境局で1300万円の通帳が見つかったとの報道があったが、見直し事業全体に対する市民の信頼を失墜することとなり、非常に残念である。原因究明が必要。

：見直しの進捗も所属によって差があり、見直しの行政価値をどう認識しているのか各部局に確認してほしい。

市：不適正な資金について、各所属長が調査し自らが把握することとなっている。環境局の件については現在調査中である。

委員からの厳しいご指摘については、市長にも報告し、再度各所属に伝える。

委 員：東淀川区の人権文化センターはどこに統合するのか。

市：利用実態、交通の便、施設の規模などを考慮し、日之出人権文化センターに統合する。

委 員：残る 2 館はどうするのか。

市：本市事業の実施場所や貸室に加えて、NPO や市民グループの活動拠点としての貸し出しをしたい。

委 員：奨学金の債権処理は難しい問題だが、ルールをつくる必要がある。

：司法で判断してもらうことも検討してみてはどうか。

市：いずれにしても市民への説明は必要。

：もう少し時間がかかるが、委員の意見も参考にしたい。

委 員：この春から、中学校昼食は各校で変えるということか。

市：12 校については変える。希望者には業者が弁当を配送する。

：残りの学校については、20 年度の秋以降に 26 校について予約システムを導入し中学校昼食事業を実施したい。

委 員：子どもが自分の弁当を作るなど、食育の一環として充実してもらいたい。

市：食育は大きな課題と認識している。

委 員：青少年会館について、維持管理を視野に入れてプールを廃止したことや、グラウンドの活用の検討は妥当だと思う。

市：グラウンドのスポーツ施設としての活用について、引き続き鋭意検討し、次回の委員会に諮りたい。

委員長：委員からいろいろな厳しい意見もあった。

：時間が経つに従い状況も変化するが、スケジュール感をもって見直しに取り組んでももらいたい。

6 会議資料

- (1) 資料 1 地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について 平成 20 年 2 月
- (2) 資料 2 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成 20 年 2 月
- (3) 資料 3 地対財特法期限後の事業等の見直しについて (案)
- (4) 資料 4 地対財特法期限後の事業等の見直しについて (平成 20 年度予算案細目)

7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話 : 06-6208-7315 FAX : 06-6202-7073

e-mail : ca0001@city.osaka.lg.jp